

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三三
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三三
- 漁業災害補償法による届出に係る特定第一号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める件 三三

公 告

- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三三
- 道路の区域を変更する件八件 三三
- 道路の供用を開始する件三件 三三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三三
- 宅地建物取引業法により業務の停止処分をした件 三三
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を公示する件 三三

告 示

福島県告示第九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年四月十二日から同年八月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドッポ郡山本店 福島県郡山市香久池二丁目二百六十七番一
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) マルト不動産株式会社 代表取締役 上野誠子

(変更後) マルト不動産株式会社 代表取締役 上野清一

2 大規模小売店舗の名称

(変更前) ヤマダ電機テックランド郡山店

(変更後) ドッポ郡山本店

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機

群馬県前橋市日吉町四丁目十二番十号

代表取締役 山田昇

(変更後) 株式会社ドッポ

福島県郡山市並木三丁目五番十号並木ビル二階

代表取締役 菅井元康

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成二十二年八月三十日

2 大規模小売店舗の名称

平成二十三年三月二十五日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

平成二十三年三月二十五日

四 届出年月日

平成二十三年四月四日

五 届出をした者

マルト不動産株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年四月十二日から同年八月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドッポ郡山本店 福島県郡山市香久池二丁目二百六十七番一
- 二 変更しようとする事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

- 2 (変更後) 二十四時間
来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分まで
(変更後) 二十四時間

- 3 駐車場の自動車の出入口の数
(変更前) 七箇所
(変更後) 五箇所

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前十時から午後二時まで
(変更後) 午前六時から午後九時まで

- 三 変更しようとする年月日
平成二十三年四月十五日

- 四 届出年月日

平成二十三年四月五日

- 五 届出をした者

マルト不動産株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定による発起人秋山和夫ほか一名からの平成二十三年三月十日付けの届出に係る特定第一号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤雄平

(水産課)

福島県告示第百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所

耶麻郡北塩原村檜原字細野山一一五三(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。)(治山対策課)

福島県告示第百二百号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十三年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道土湯 温泉線	福島市松川町水原字山 毛樺坂一丁目地先から 同 市松川町水原字唐 滝八六番三地先まで	変更前	A 七・〇 二二・五	四四三・〇
	福島市松川町水原字山 毛樺坂一丁目地先から 同 市松川町水原字唐 滝八六番三地先から 同 市松川町水原字足 坂三八番三地先まで	変更後	A 七・〇 二二・五	四四三・〇
	福島市松川町水原字唐 滝八六番三地先から 同 市松川町水原字足 坂三八番三地先まで		B 六・二 一四・〇	八四四・〇
	福島市松川町水原字唐 滝七六番地先から 同 市松川町水原字足 坂三八番三地先まで		C 一一・〇 四三・四	六九五・〇
	福島市松川町水原字唐 滝八六番三地先から 同 市松川町水原字唐 滝七六番地先まで		D 九・六 二五・〇	一六八・〇

福島市松川町水原字山毛樺坂一番一地从先から同 市松川町水原字唐滝七六番地先まで	E 八・五〇 七二・〇	五二七・〇
---	-------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第二百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十三年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道安積長沼線	須賀川市仁井田字北明石田一〇二番一地从先から 市仁井田字東町八四番一地从先まで 須賀川市仁井田字西原三四九番二地从先から 同 市仁井田字西原三〇五番一地从先まで 須賀川市仁井田字北明石田一〇二番一地从先から 同 市仁井田字西原三〇五番一地从先まで	変更前	五・〇〇 一四・〇〇	八五〇・三
	須賀川市仁井田字北明石田一〇二番一地从先から 同 市仁井田字西原三〇五番一地从先まで	変更後	B 一二・〇〇 四二・〇〇	二、一〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十三年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道仁井田郡山線	須賀川市仁井田字東町九一番地先から 同 市仁井田字緑川一〇九番一地从先まで 須賀川市仁井田字迎原一五番一地从先から 同 市仁井田字迎原一七三番一地从先まで 須賀川市仁井田字東町九一番地先から 同 市仁井田字迎原一七三番一地从先まで	変更前	三・二〇 一七・〇〇	三九七・〇
	須賀川市仁井田字緑川一〇六番地先から 同 市仁井田字迎原一七三番一地从先まで	変更後	B 一二・〇〇 三〇・〇〇	三五〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で平成二十三年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

(道路計画課)

福島県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	白河市表郷高木字上宿 六〇番地先から 同 市表郷高木字上宿 六二番地先まで	変更前	九・〇〇	五五・〇〇
		変更後	一四・〇〇 二〇・〇〇	五五・〇〇

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡昭和村大字小野 川字四百筋四〇〇番二 地先から 同 郡同 村大字小野 川字四百筋四〇一番二 地先まで	変更前	九・四〇	四一・二〇
		変更後	A 九・四〇 B 四・六〇 一四・五〇	四一・二〇 四六・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十三年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道塩川 山都線	喜多方市塩川町字源屋 四八五番二〇地先から 同 市塩川町字諏訪 の前六二九番一地先ま で	変更前	A 一二・〇〇 四〇・〇〇	一四六・一〇
		変更後	A 一二・〇〇 四二・〇〇	一四六・一〇

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字長 浜字杉沢二二四五番一 一八地先から 同 郡同 町大字長 浜字杉沢二二四五番三 九八地先まで	変更前	八・六〇	五三一・八〇
		変更後	八・六〇 一三・八〇	五三一・八〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道下郷 会津本郷 線	南会津郡下郷町大字栄 富字居平戊七七三番地 先から	変更前	一三・〇〇 三二六・〇〇	二二八・〇〇
	同 郡同 町大字栄 富字衣裳塚戊五七六番 一地先まで	変更後	一三・〇〇 二二一・〇〇	二二八・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十三年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道土湯温泉線	福島市松川町水原字唐滝七六番地先から 同 市松川町水原字足坂三八番三地先まで	平成二十三年四月 一二日
	福島市松川町水原字唐滝八六番三地先から 同 市松川町水原字唐滝七六番地先まで	

(道路計画課)

福島県告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十三年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二八九号	白河市表郷高木字上宿六〇番地先から	平成二十三年四月

同 市表郷高木字上宿六二番地先まで
一二日

(道路計画課)

福島県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十三年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道下郷会津本郷 線	南会津郡下郷町大字栄富字居平戊七七三番 地先から 同 郡同 町大字栄富字衣裳塚戊五七六 番一地先まで	平成二十三年四月 一二日

(道路計画課)

公 告

公告第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

郡山市多田野土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 安藤 勝正 郡山市逢瀬町多田野字本郷七六番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 加藤 富一 郡山市逢瀬町多田野字西赤穂木一九番地

(農村計画課)

公告第六十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、次のとおり業務の停止処分をした。
 平成二十三年四月十二日

一 被処分者 有限会社太健地所
 所在地 郡山市大槻町字西荒久二十八番地四
 免許番号 福島県知事（五）第一五五〇号
 福島県知事 佐藤 雄 平

二 処分の種類及び期間
 平成二十三年四月十五日から同年七月十四日までの三月間の業務の全部の停止

三 処分理由
 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号に該当するため
 （建築指導課）

公告第七十号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百七十四条の二第四項の規定により、平成二十三年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成二十一年福島県告示第六百二号）に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。
 平成二十三年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項に規定する資格（以下単に「資格」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。

二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。

三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から平成二十四年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日等を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四―五二一―七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四―九三五―一四七二
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八―二三―一六五四
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二―二九―五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四一―六二―五三三二
福島県相双地方振興局出納室	九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四―二六―一三〇二
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇―八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六―二四―六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 代表者の氏名

三 住所又は主たる事務所の所在地

四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

第九 この公告に関する問い合わせ先

福島県出納局入札用度課

(入札用度課)